

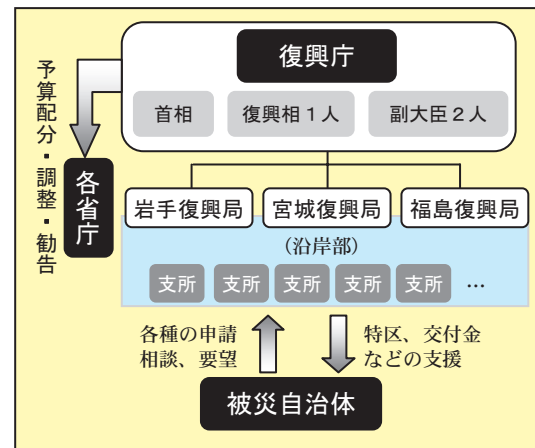
# all東北で復興を目指せ ～ 関西広域連合をモデルに ～

## ■広域的な震災復興体制の必要性

東日本大震災発生から、10カ月以上が経過した。昨年11月21日には震災復興関連の約9兆円を含む歳出総額約12兆円の平成23年度第3次補正予算が成立し、予算面からいよいよ復興が本格化しようとしている。

国による震災復興は、昨年12月9日に成立した復興庁設置法(平成23年法律第125号)に基づき設置される復興庁にその所掌事務が集約される。復興庁は、復旧・復興に関する基本方針の企画立案と複数省庁に係わる復興施策の調整、復興関連予算の要求と配分を主な役割としている。復興庁には地方機関として岩手県、宮城県、福島県に復興局を置き、所掌事務の一部を分掌させることとしている【図表1】。

図表1 復興庁の枠組み



出典：河北新報社  
「東北再生委員会」3分野11項目の提言

この制度では、復興施策が国↔被災県・被災自治体の一路垂直的な流れになるため、被災県同士、あるいは被災県とその隣県、被災自治体間の広域的・横断的な復興施策、復興事業の展開が困難となる可能性がある。今回の震災では、日本海側のインフラが太平洋側をバックアップし、結果的に震災直後の復旧活動等に大きく寄与した。また、例えば山

形県では、直接的な被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県を中心に13,723人(平成24年1月12日現在)の避難者を受け入れている。

こうした点をみれば、いわば「all東北」の視点から復興施策を進める必要性は明らかである。復興事業等を東北全体の発展を見据えて推進する体制が求められる。

河北新報社が主催する「東北再生委員会」による東北復興に関する「3分野11項目の提言」では、「自主的な復興を実現するためには、被災地起点で構想する広域行政組織『東北再生共同体』の創設が不可欠」(河北新報・平成24年1月1日号)と指摘している。

## ■地方自治法上の広域連携、広域行政制度

それでは、「all東北」の体制のために、どのような広域連携、広域行政制度をとることが可能なのだろうか。むしろ、地方分権推進の観点からは「道州制」の議論もあり得るが、「道州制」の議論を煮詰め、制度設計を検討し、法整備を図っていくだけの時間的余裕を東北の復興は持ち合わせていない。

したがって、現在の地方自治制度の中で対応を考えるのが現実的であろう。地方自治法に定められている広域連携、広域行政制度を整理すれば、「all東北」による震災復興の受け皿としては広域連合が最も妥当な制度であると考えられる。【図表2】

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが妥当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、事務の一部を広域にわたり総合かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入する場合は総務大臣、その他の場合は都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。一部事務組合と比較して、国、都道府県から直接に権限等の委譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

## ■関西広域連合をモデルに

関西広域連合は、平成22年12月1日に関西の2府5県(京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥

図表2 地方自治法に定められた主な広域連携自治制度

制度の名前	地方自治法の主な該当条文	法人の設立	概要	広域政策との関連
(地方自治法上の)協議会	第252条の2～6	要しない	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度	広域行政圏計画など、複数の団体が関係する計画や方針の調整を行う会議。職員、財産は有せず、独自の広域的事業を実施することは困難で、もっぱら近隣自治体の広域的な調整を担う
事務の委託	第252条の14～16	要しない	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度	公平委員会や住民票等の交付など、定型的でスケールメリットの効果の大きい業務、また小規模自治体より大きな隣接自治体に事務を委ねる際に広く利用されている
一部事務組合	第284条～第291条	要する	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体	供給処理サービス(ごみ処理、し尿処理、消防など)をはじめとした様々な広域的な共同処理に多く利用されている
複合(的一部)事務組合	第285条など	要する	一部事務組合のうち、複数の事務を異なる団体の組み合わせで担うことができる特別地方公共団体	事務ごとに乱立した一部事務組合の統合の目的で制度化された。広域市町村圏施策との関係が深く、様々な地域開発政策の受け皿ともなり、とりわけ地方圏での広域施策を担う
広域連合	第291条の2～13	要する	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体	多様な広域行政需要への対応や、国・都道府県からの地方分権・広域自治の受け皿として期待された。現在は、制度設計とは裏腹に、実態として果たす役割は複合事務組合と大きく変わらない地域が多い

出典：「広域計画と地域の持続可能性」(大西隆・編著、2010年3月)

取県、徳島県)が設立した地方自治法に基づく特別地方公共団体である。広域連合は、全国に多数設置されているが、複数の府県によるものは初めてである。域内の人口は2,000万人を超え、全国最大の地方公共団体となっている。

関西広域連合では、その設立のねらいを以下の3点としている。

### 1. 分権型社会の実現へ

中央集権体制と東京一極集中から脱却し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを構築する。

### 2. 関西全体の広域行政を担う責任主体づくり

東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備やドクターヘリによる広域的な救急医療体制の確保をはじめ、将来的には関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、関西が丸となって広域行政を展開する。

### 3. 国の出先機関の事務の受け皿づくり

各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、出先機関を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政を解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指す。

関西広域連合では、設立当初、概ね3年間に取り組む事務として、①広域防災、②広域観光・文化振興、③広域産業振興、④広域医療、⑤広域環境保全、⑥資格試験・免許等、⑦広域職員研修を掲げている。

あわせて、国から権限・財源の移譲を受けることにより新たに処理する本格的な事務として、広域交通・物流基盤整備を実施するとしている。

この中で、例えば広域防災については、「関西広域防災計画」を策定し以下の事項を広域で進めようとしている。

- 災害発生時の広域応援体制の強化(関西広域応援実施要綱の作成・運用)
- 関西広域応援訓練の実施
- 防災分野の人材育成
- 救援物資の備蓄等の検討・実施
- 感染症のまん延その他の緊急事態に係る構成団体間の連携・調整
- 広域防災に関する調査研究

関西広域連合の取り組みを震災からの復興、およびその後の発展を見据えた東北の姿に照らし合わせれば、少なくとも前述の①～⑤の事項は今すぐにも「all東北」として取りかかるべきものであろう。

(フィデア総合研究所・熊本 均)